

## 生徒心得 基本的な心がまえ

私たちは、人間尊重の精神を学校生活の中に生かし、個性を重んじ、未来をみつめ、本校の教育方針を理解し、実践していくことを目指します。

3年間の高校生活の中で、自主自律の精神を培い、個人としてまた集団の一員としての望ましい在りかた、生きかたを身につけるために共に努力します。

- 1 生徒は8時35分までに登校し、別に指示する時刻までに下校を完了する。

[日 課]		[ 完全下校時刻 ]	
予 鈴	8 : 3 0		
HR朝礼	8 : 3 5 ~		
1 校 時	8 : 4 5 ~	9 : 3 5	1 8 : 3 0
2 校 時	9 : 4 5 ~	1 0 : 3 5	
3 校 時	1 0 : 4 5 ~	1 1 : 3 5	
4 校 時	1 1 : 4 5 ~	1 2 : 3 5	
予 鈴	1 3 : 1 5		
5 校 時	1 3 : 2 0 ~	1 4 : 1 0	
6 校 時	1 4 : 2 0 ~	1 5 : 1 0	
7 校 時	1 5 : 2 0 ~	1 6 : 1 0	
HR終礼	1 5 : 1 0 ~		
	( 1 6 : 1 0 ~ )		

- 2 当日、やむを得ず遅刻・欠席する場合は、必ずHR朝礼までに学級担任に電話などで連絡する。
- 3 遅刻して登校した場合は、職員室で所定の届を提出した後、入室する。
- 4 早退・外出する場合は、学級担任の許可を受ける。
- 5 登下校は通常の通学路を通る。
- 6 生徒は単車や自動車を運転して登校してはいけない。
- 7 自転車通学は地域を指定し、許可制とする。  
自転車通学を希望する生徒は「自転車通学について」の項をよく読んで遵守する。

### 「自転車通学について」

交通事故の危険を考慮して、通学には交通機関（地下鉄・バス）を利用することを原則とする。ただし、特別に自転車通学を許可する場合は次のとおりとする。

- (1) 本人の申請により審査の上許可することを原則とする。
- (2) 許可を希望する者について
  - ① 希望者は学年担任の確認を経て所定の許可願を生徒指導部に提出し、審査を受ける。
  - ② 許可された者には許可証（鑑札）を交付するので、所定の位置に貼付する。
- (3) 自転車通学を許可された者は、下記の事項を厳守すること。再度の違反者は許可を停止する。
  - ① 鑑札を所定の位置に貼付する。
  - ② 自転車置場の所定の位置に置く。
  - ③ 交通ルール、交通道德を守る。
  - ④ 自転車保険に必ず加入する。

生徒手帳（生徒証）は常に携行し、担任との連絡を密にするよう心がける。  
 生徒手帳の諸届をよく確認する事。出欠関係は下記の通りである。

種 類	届出を要する事由	届出する時	手 順
欠席届 忌引届	欠席又は忌引しようとするとき	事前に、やむを得ない時は保護者からの電話連絡の上できるだけ早く	生徒－担任 1週間以上のとき 生徒－担任－学年主任
遅刻届	遅刻して登校する場合	事由発生するとき	生徒－担任 └ 教科担任－担任
外出届	原則として外出は禁止であるが、やむを得ないとき	事由発生するとき	生徒－担任
早退願	終礼終了前の下校	事由発生するとき	生徒－最寄りの職員 (傷病のときは養護教諭) └ 担任

## 生 徒 心 得 Ⅱ

### 前 文

この規準は、生徒会・学校・PTAが真剣な討議を重ねて成立したものであり、生徒は、これを誠実に守るよう努力する。

なお、当規準は、神戸高塚高校の主役である生徒が自立の道を歩むために定められたものであり、三者はその精神を充分理解しなければならない。

#### 1 校内での生活について

- (1) 貴重品の保管は各自で責任を持つ。
- (2) 学校の教育活動の妨げになる品物は持参しない。
- (3) ①校内での配布物・掲示物・立看板等は、事前に生徒会を通じて生徒指導部に許可を受ける。  
 ②生徒指導部は、期間・枚数・大きさ・形・場所を申請者・生徒会と話し合いの上、指示する。  
 (但し、配布物については枚数制限しない)  
 ③掲示物・立看板はすべて許可印を押す。配布物等は必要があれば保存する。  
 ④内容のなかで、個人の人格を著しく中傷するもの及び公立の学校内での宣伝活動としてふさわしくないものは許可しない。但し、その場合は理由を文書で明示する。
- (4) 個人及び有志が学校内で集会・行事を実施しようとする場合は、学校長の許可を受けなければならない。

#### 2 校外の生活について

- (1) 保護者等の自家用車による送迎およびタクシー通学はしない。傷病時については申し出る。
- (2) 在学中は単車・自動車の免許取得及び購入はしない。家業等で止む無く必要な場合は、担任を通じて生徒指導部へ申し出て、管理職と審議する。
- (3) 休日・休業中に旅行する場合(学割申請時)は、事前に担任を通じて生徒指導部まで届け出る。但し、保護者の同意と指導があること。
- (4) アルバイトは、原則として禁止する。但し、保護者からの申請により承認する場合もある。

### 3 服装などについて

登下校、校内生活、校外公的行事参加の場合は、本校規定の制服を着用する。規定と異なる服装を必要とする場合は異装届を生徒指導部に提出して許可を受ける。

事項	男 子	女 子
制服	(冬 服) *本校規定のジャケット・スラックス *本校規定長袖シャツ *本校規定のネクタイ *本校規定のセーター・ベスト *校章を左襟につける。  <b>(必) 入学式・卒業式・1 学期始業式・2 学期終業式・3 学期始業式・終業式</b>	(冬 服) *本校規定のジャケット・スカート *本校規定の長袖ブラウス *本校規定のリボン *本校規定のセーター・ベスト *校章を左襟につける。  <b>(必) 入学式・卒業式・1 学期始業式・2 学期終業式・3 学期始業式・終業式</b>
	(夏 服) *本校規定の夏服 (半袖シャツ・スラックス) <b>(必) 1 学期終業式・2 学期始業式</b>	(夏 服) *本校規定の夏服 (半袖ブラウス・スカート) <b>(必) 1 学期終業式・2 学期始業式</b>

\*規定の制服を個人によって改ざんすることを禁止する。

\*夏服にセーター・ベストは着用不可。

事 項	男 子	女 子
靴 通 学 校舎靴	通学にふさわしい靴 本校指定の上履	通学にふさわしい靴 本校指定の上履
靴 下 類	学校生活にふさわしい靴下	学校生活にふさわしい靴下 ストッキング・タイツは黒・紺・白 ・肌色の無地のもの
セーター・ベスト	本校規定のもの	本校規定のもの
手袋・マフラー	校舎内では着用不可	校舎内では着用不可
コート	次の①・②の条件をすべて満たすコート ① 素材 …… 皮革・毛皮・デニム地以外の織物 ② 色 …… 派手でない無地 (黒・紺・茶・ベージュ・グレー などが望ましい)。 <b>*校舎内では着用不可。</b>	
髪 型	端正と清潔を旨とする パーマ・脱色・染色等は禁止する	端正と清潔を旨とする パーマ・脱色・染色等は禁止する

\*靴 機能性のないものは持たない

\*髪留め・リボン等は華美にならないよう注意する。